

はじめに

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、作業や活動に影響があり例年通りとはいかなことが多々ありました。しかしながら、その中でも外部講師を導入した絵画教室（atelier くわの実）を通じての展覧会や運動教室、また「おやつのマルベリー」の開店等、できる限り多くの新しい体験や経験を利用者だけではなく、職員にも提供することのできた1年となりました。令和4年度は、この体験や経験を通して得たことを継続・発展させること、また、今後の福祉施策の動向に注視しながら、地域課題に寄り添い、社会福祉法人としてどうアプローチしていくかということに着目し、事業計画を作成しました。

障がい者生活相談支援センターおおきな木の休止

平成26年度から特定相談支援(計画相談)を行ってきたおおきな木ですが、資格を有する専門職である相談支援専門員の確保が以前より難しい現状がありました。ここ数年1名体制（管理者は別）で運営を行ってきましたが、昨年末に現任の相談支援専門員より退職希望があったため、現在担当しているケースを他相談支援事業所へ引き継ぎ、持ち件数が0件になった時点でおおきな木は一旦休止（6月予定）することとしました。しかし、特定相談支援は障害福祉サービスを利用する際には欠かせないものであること。また、相談支援専門員は基本相談を通して最先端で地域課題に触れ、関係機関と連携しながら解決の糸口を探る際に重要な役割を担うこと。採算の取りにくい事業ではありますが、社会福祉法人としての役割を果たすという意味合いでも、今後の事業再開を目指して、必要な人材の確保及び育成（実務経験が必要）を行っていきます。

グループホームくわの実・グループホームあだんの実の合併

現在、うるま市田場にて運営しているグループホームあだんの実ですが、入居者の心身状況の変化等により、全員がそろわない日が増えています。一方、グループホームくわの実の2階（男性）には、こちらも同様に入居者の心身状況の変化等により、夜間の見守りや介助が必要な方が出てきたこと。また、3階（女性）入居者は、全員一般就労されており、一人暮らしに向けての意欲がしっかり芽生えていること。以上の3点から、グループホームくわの実3階（女性）入居者が3名とも一人暮らしに移行された時点で、グループホームあだんの実とグループホームくわの実を合併し、夜勤者をグループホームくわの実に配置することで、夜間及び週末等の余暇時間も入居者全体に手厚い支援が提供できる体制を整えます。また、将来の生活に備えて、

地域生活を体験したいという要望に対しては、合併後のグループホームくわの実を拠点とし、体験入居や短期入所の体制整備を行っていきます。

おやつのマルベリー・atelier くわの実の展開

令和3年度の新たな活動として始めた「おやつのマルベリー」と「atelier くわの実」は、焼き菓子等のおやつや絵画作品を通して、利用者と社会をつなぐきっかけとなりました。令和4年度は、現在火曜日のみのオープンとしているおやつのマルベリーについては、土日祝祭日のイベント展開またはイベント出店等による集客数・販売数の増加を目指します。また、atelier くわの実については、九州障害者アートサポートセンター（福岡県）や県内で障害のある方々のアート活動を積極的に展開されている事業所等からご助言をいただきながら、定期的な展覧会の実施・作品販売・商品展開等を実施し、利用者の工賃につながる取り組みを行っていきます。また、どちらの活動についても、SNSを活用したPRを強化します。

外部講師の継続・多種多様なジャンルとの関わり

上記した atelier くわの実の活動を展開するにあたり、令和3年度は月1回だった今村氏による絵画教室を、令和4年度は月2回とします。また、RSS（琉球スポーツサポート）による運動指導は月1回のままですが、運動指導の成果を披露できる場として運動会等の企画を行います。それ以外にも、令和3年度は県内で活躍されるアーティストや地元の話を紙芝居にしてお話会をされる団体等、様々なジャンルの方々がお越しになりました。それらが全て利用者の新しい体験・経験となったことから、令和4年度も積極的に多種多様なジャンルの方々を受け入れ、交流する機会を企画します。

I. 法人理念

想いをかたちに

ともに歩む未来を創る

II. 法人基本方針

1. 私たちは、感謝の心を忘れず、笑顔あふれる環境を大切にします。
2. 私たちは、相手を知り、相手を想い、相手の立場に立ってサービスを提供します。
3. 私たちは、自ら選択して生きる自主性を育みます。
4. 私たちは、互いに支え合う地域づくりを推進します。

Ⅲ. 今年度の重点目標

1. 安定した経営

各サービス、収支バランスの取れた運営となるようにする。

- ・ 障害特性に合わせた個別支援及び外部機関との連携
- ・ 活動内容の充実（利用者が自ら選択する）
- ・ 特色のある活動内容（当法人でサポートできる方を増やす）
- ・ SNSを活用した広報活動

2. 積極的な展開

- ・ うるま市内及び市外関係事業所とのネットワーク作りの継続と強化
- ・ 地域生活をサポートする体制の強化（グループホーム等）
- ・ おやつのマルベリー／atelier くわの実から展開する企画運営

3. 組織づくり

- ・ 職員ごとの役割に対する理解と遂行
- ・ 職員が安心して働ける職場環境作り
- ・ 障害福祉職の魅力を自ら発信できる人材を増やす

4. 地域づくりと地域貢献

- ・ 近隣住民との良好な関係構築（近隣清掃・イベント参加等）
- ・ 自治会との連携強化
- ・ 障害に対する価値観を変えるための他ジャンルとの関わりや広報

Ⅳ. 安全管理及び非常災害対策

1. 消防設備、厨房設備、菓子製造機器の機能が十分発揮できるよう設備点検を実施します。
2. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
3. 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

安全管理及び非常対策計画

	事業項目	説明
非常災害対策	総合防災訓練（11月）	地域災害が発生した場合に備え地域指定避難場所への安全な避難ができるように所轄の消防署と連携して実施する
	消防訓練（8月、2月）	消防訓練は、利用者の安全を基本に消火、避難、救出、通報訓練を所轄の消防署と連携して実施する
	消防設備の点検及び整備（4月、10月）	消防設備の点検を実施整備と報告を行う
	施設周辺の安全点検、対策（奇数月）	施設周辺の危険箇所の把握と安全対策を実施する

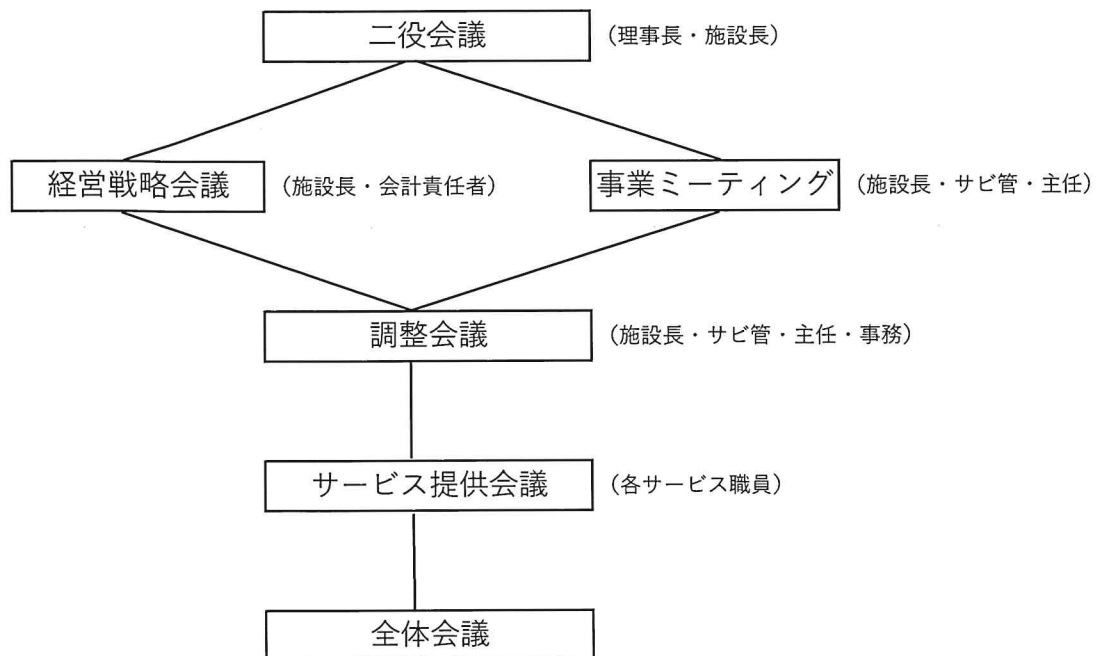
V. 定例会議・定例ミーティング

施設運営に関する事項について検討し、各種の連携を図り円滑な運営をする目的で、次の会議を実施します。

会議名	事項	頻度
二役会議	理事長・施設長による連絡調整会議	毎週月曜日
経営戦略会議	施設長・事務による会議 （経営状況の確認、広報活動の検討実施）	月1回
事業ミーティング	施設長・各事業サビ管及び主任によるミーティング（報告・検討等）	月1回
調整会議	施設長・各事業サビ管・主任・事務による連絡調整会議	月1回
サービス提供会議 （各サービス）	作業及び活動内容の調整、ケース検討等 企画（商品開発・イベント）ヒヤリハット	月1回
全体会議	サービス提供会議での検討事項の決定 全体での情報共有、ワーク等	月1回
個別支援会議	各利用者のサービス支給決定期間に合わせて実施。個別支援計画の立案等	随時
モニタリング会議	個別支援計画に基づく達成度の評価	随時

マルベリー ミーティング	収支確認、製造・販売等の業務全てに関する連絡調整	週 1 回
マルベリー会議	マルベリーミーティングでの検討事項の決定（施設長参加）、利用者支援の共有等	月 1 回
工賃査定会議	工賃評価表を基に工賃を査定（B 型）	3 か月ごと

【定例会議・定例ミーティングの流れ】



VI. 環境美化

利用者が安全で健康的に潤いある生活が営めるように、施設敷地内の環境美化整備に努めます。

1. 施設、施設周辺の整備
2. 施設周辺及び花壇などの緑化
3. 周辺の清掃等
4. 利用者帰宅後の施設内清掃及び消毒

VII. 健康管理

1. 感染症予防（来所時／昼食時／帰宅前のバイタルチェック、手洗い、うがいの励行）、口腔内の衛生管理、皮膚の清潔、寄生虫の予防に努めます。
2. 食品製造に関わる職員及び利用者の定期検便及び食中毒の予防管理
3. 肥満対策として、利用者・家族の同意を得た上で、昼食時のごはん量の調節を行います。また、その他配慮が必要な利用者に関しては、希望を確認した上で、厨房職員と検討し対応します。

VIII. 年間行事計画 ※感染状況に応じて実施を検討する

月	行 事	月	行 事
4	アートディストリクト出店（4/9,10）	10	展覧会
5	マルベリーマルシェ （GW地域向けイベント）	11	アートディストリクト出店 おやつのマルベリー1周年（11/23） 総合防災訓練
6	親善球技大会 （ティーボール・グラウンドゴルフ）	12	クリスマス会
7	atelier くわの実展覧会	1	運動会（仮）
8	チャリティボウリング大会、消防訓練 上平良川夏祭り	2	マルベリーマルシェ、消防訓練
9	マルベリーマルシェ （SW地域向けイベント）	3	展覧会（成果展）



仲田典男さん「ひまわりと猫」色鉛筆・折り紙

IX. 研修等計画 ※外部研修への参加は随時

月	内 容	月	内 容
4	研修（障害福祉サービス）	10	研修（個別支援計画）
5	監事監査 虐待防止委員会	11	虐待防止委員会
6	理事会 定時評議員会 研修（強度行動障害）	12	研修（SNS）
7	救急救命	1	救急救命（予備）
8	虐待防止委員会 研修（チームビルディング）	2	虐待防止委員会 研修（対人援助職のセルフケア）
9	法人全体研修（虐待防止等）	3	理事会 定時評議員会 法人全体研修（次年度事業計画）



宜野座誠さん「先生」 アクリル絵具

就労継続支援施設くわの実
(就労継続支援 B 型／生活介護)

就労継続支援 B 型（定員 20 名）

【基本方針】

1. 働くことを支える生活にも重点を置きサービスを提供します。
2. 利用者の特性を把握した上でニーズを引き出し、利用者一人一人に合った支援を行います。
3. 地域資源の一つとなり、利用者と地域をつなげる拠点となるよう努めます。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者一人一人に目を向け、利用者の強み（得意）や弱み（苦手）を見つけ、作業や生活に必要な支援を提供します。
2. うるま市より委託された事業（公園管理）及び施設外就労（アパート清掃等）を滞りなく遂行します。
3. 利用者の作業能力を見極め、技術取得（資格）の機会を設けます。
4. 菓子類やアクセサリ等を軸に、地域とつながるイベントに出店／企画・実践します。
5. 「おやつのマルベリー」にて菓子等の販売を行い、地域の方々との交流につなげます。
6. 働いて得た工賃を使って「楽しむ」経験を増やすことで、作業に対するモチベーションを高められるようにします。

生活介護（定員 20 名）

【基本方針】

1. 日常生活を維持・向上できるよう、利用者一人一人の特性に合った支援を提供します。
2. 利用者の意思を育て、発信し、実現できるよう努めます。
3. 地域とつながり、地域と利用者をつなげ、障害に対する理解を深めていただくきっかけを作り、誰にでも優しい地域作りに貢献します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者一人一人の生活スキルの状況を丁寧に聞き取り、必要な支援を提供します。
2. 定期的なバイタルチェックを行い、心身の状況把握に努めます。また、家族等に対応が難しい場合は、医療機関とも連携し、情報共有を行います。
3. 余暇支援を企画・実践し、様々な人との関わりや経験を増やすことで生活をより豊かにし、自主的な選択・決定ができるように支援します。
4. 「atelier くわの実」で生まれた作品を通して販売物の企画制作や展覧会を行い、利用者の作品を価値あるものにしていきます。
5. 定期的な運動を通して、体力増進を図ります。

グループホームくわの実／あだんの実（共同生活援助）

【基本方針】

1. 個々に必要なサポートを提供することで、安心して地域生活が送れるよう支援します。
2. 地域関係機関・近隣住民との関係作りに努めます。
3. 一人暮らしへのステップアップを推進します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者に求められる人材であるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者の生活スキルの習得段階に合わせたサポートを行います。
 - (1) 基本的な生活習慣（調理・洗濯・掃除等）の習得状況を確認し、一律の支援とならないようにします。
 - (2) 高齢化・重度化に対応できるよう支援体制を整備します。
2. 地域の中で安心して生活が送れるようにします。
 - (1) 各関係機関（計画相談／他事業所／一般就労先）との連絡調整に努め、一体的にサポートする体制を整備します。
 - (2) 近隣住民の方から理解が得られるよう関係作りに努めます。
3. 自立した生活に向けてサポートを行います。
 - (1) 一人暮らしに向けた気持ちの準備についても、それぞれのペースに合わせて進めます。

4. グループホームに必要な人材の育成と定着を図ります。
- (1) 生活の場所であるグループホームでは、世話人・生活支援員・夜勤対応職員が孤立しやすくなるため、定期的な情報共有とバックアップ施設（就労継続支援施設くわの実）によるサポート体制を構築します。
 - (2) 障害者支援に対する知識や理解を深めるための勉強会や定期的なケース検討会議（世話人会議）を実施します。

障がい者生活相談支援センターおおきな木
(指定特定相談)

※令和4年4月から5月までの計画とする。

【基本方針】

- 1. 将来の生活に対する希望を引き出し、利用者主体の計画作成を行います。
- 2. その人らしく地域の中で生活できるように、各関係機関と連携し、必要なサービスが提供されるよう努めます。
- 3. 相談支援専門員は、福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者に求められる人材であるよう努めます。

【今年度の重点目標】

- 1. 新規サービス等利用計画及び継続サービス等利用計画の充実
 - (1) ひと月に担当できるケースの件数内で、契約更新及び利用希望に応じた計画作成を行います。
 - (2) 定期的なモニタリングや、個々の相談に応じた聞き取りを行います。
- 2. 基本相談支援の充実
 - (1) 利用者の相談を真摯に受け止め、希望する生活を送ることができるよう、各市町村・基幹相談・委託相談との連携を強化します。
- 3. 相談支援を担う人材の育成に努めます。
 - (1) 一定の実務経験を有する職員の資格取得を推進します。
 - (2) 相談支援の充実を図るため、必要な相談支援専門員及び相談員を配置します。
- 4. 制度や報酬体系について理解を深めます。
 - (1) 利用者が必要とするサービスとマッチングを図るため、各サービスについての基本情報や制度の変更等、情報収集に努めます。
 - (2) 基本報酬に加え、数種類ある加算についても知り、そのための対応を整えることで適切な収入が得られるようにします。